

平成 21 年 3 月 13 日

各 位

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 C E O 松 本 大
(コ ー ド 番 号 8 6 9 8 東 証 第 一 部)

マネックス証券に対する証券取引等監視委員会の検査結果について

当社子会社のマネックス証券株式会社は、昨年 11 月から証券取引等監視委員会による検査を受けておりましたが、本日、同社の業務の運営の状況について法令違反に該当する事実が認められたとして、同委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、行政処分を行うよう勧告がなされました。

このような勧告がなされたことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

今回の検査結果を受け、当社グループ全体の内部管理体制の更なる強化に取り組んでまいる所存です。

以 上

<添付>

マネックス証券株式会社 プレスリリース
証券取引等監視委員会の検査結果に基づく勧告について

【お問合せ先】

マネックスグループ株式会社

社長室 コーポレートコミュニケーション担当 久保田・福井 電話 03-6212-3750

平成 21 年 3 月 13 日

各 位

マネックス証券株式会社
代表取締役社長 CEO 松本 大

証券取引等監視委員会の検査結果に基づく勧告について

本日、証券取引等監視委員会は、当社に対する検査の結果として、内閣総理大臣および金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告しました。

当社は、平成 18 年 6 月 7 日、金融庁から「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当する」との理由で業務改善命令を受け、同命令に基づき、同年 7 月 7 日、金融庁長官に業務改善報告書を提出し、外部委託先に対する改善の要請と当社による当該改善実施状況の継続的確認、および当社における改善策の実施に係る報告を行い、改善を図ってまいりました。しかしながら、昨年 11 月から実施された証券取引等監視委員会の検査において、当社における当該改善策の実施状況は不十分であり、依然として電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められ、法令違反^{*}に該当するとされました。

当社といたしましては、今回の証券取引等監視委員会の検査結果を厳粛に受け止め、お客様および関係の皆様にご心からお詫び申し上げますとともに、金融商品取引業者としての社会的責任を果たすべく、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

以 上

※ 適用される法令

金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 14 号（「金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況）。